3　施行日前に年金福祉施設等運営受託者が年金福祉施設等についてした次の表の上欄に掲げる行為又は占用は、それぞれ、機構が当該年金福祉施設等についてした同表の下欄に掲げる行為又は占用とみなす。

下水道法第二十四条第一項の規定による公共下水道管理者の許可に基づく行為又は同法第二十九条第一項の規定による都市下水路管理者の許可に基づく行為	下水道法第四十一条の規定による公共下水道管理者又は都市下水路管理者との協議に基づく行為
河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十四条の規定による河川管理者の許可に基づく占用	河川法第九十五条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による河川管理者との協議の成立に基づく占用

4　施行日前に年金福祉施設等運営受託者が医療法第十八条ただし書の許可を受けた年金福祉施設等については、機構は、施行日において施行令第十八条において読み替えて準用する医療法施行令第一条の規定により読み替えられた同法第十八条ただし書の規定による通知をしたものとみなす。

附　則

この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十九項の表を次のように改める。

岩手県	平成二十七年三月三十一日までの間　五十人 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間　三十人 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間　十五人 平成二十七年三月三十一日までの間　百二十五人
宮城県	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間　七十五人 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間　三十五人 平成二十七年三月三十一日までの間　二百七十五人 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間　二百五十五人 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間　二百四十人
福島県	平成二十七年三月三十一日までの間　五十人 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間　三十人 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間　十五人 平成二十七年三月三十一日までの間　百二十五人
東京都及び大阪府	一、〇〇〇分の二五　一、〇〇〇分の五七　一、〇〇〇分の六〇二

附　則

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十三号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第一項及び第三項並びに第三十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五人」を「六人」に改める。

第二十一条第一項中「三課」の下に「並びに捜査支援分析管理官一人」を加え、同条第二項中「並びに」を「及び」に改め、「及び犯罪収益移転防止管理官一人」を削り、「企画分析課」を「組織犯罪対策企画課」に改める。

第二十二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とする。

第三十条を削り、第三章中第二十九条を第三十条とする。

第二十八条第一号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第二号中「けん銃」を「拳銃」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第三号中「企画分析課」を「組織犯罪対策企画課」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十六条の見出しを「（組織犯罪対策企画課）」に改め、同条中「企画分析課」を「組織犯罪対策企画課」に改め、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の施行に関すること。

八　犯罪による収益の移転防止に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み及び外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整に関すること。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（捜査支援分析管理官）

第二十五条　捜査支援分析管理官は、次の事務をつかさどる。

一　犯罪の捜査の支援として行う民間事業者その他の者からの協力の確保に関すること。

二　犯罪の情勢及び手口に関する情報その他の犯罪の捜査に必要な情報の総合的な分析及びこれに関する調査に関すること。